

平成29年度答申第32号
平成29年12月22日

諮問番号 平成29年度諮問第35号（平成29年11月24日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が立替払事業に係る賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条及び賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。以下「賃確令」という。）2条1項4号に基づく事業主の事実上の倒産の認定申請（以下「本件認定申請」という。）をしたのに対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が不認定の処分（以下「本件不認定処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求した事案である。

2 関係する法令の定め

- （1）賃確法7条は、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の適用事業に該当する事業の事業主（厚生労働省令で定める期間以上の期間にわたって当該事業を行っていたものに限る。）が破産手続開始の決定を受

け、その他政令で定める事由に該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済するものとする旨規定する。

- (2) 賃確法7条における上記「労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業」について、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）3条1項は、「労働者を使用する事業を適用事業とする。」と規定しており、「厚生労働省令で定める期間」について、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号。以下「賃確則」という。）7条は、賃確法7条における厚生労働省令で定める期間は、1年とする旨規定している。
- (3) 賃確法7条における上記「その他政令で定める事由」について、賃確令2条1項4号は、事業主（賃確法7条の事業主をいう。ただし、賃確令2条2項の中小企業事業主であるものに限る。）が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態として厚生労働省令で定める状態になったことについて、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったこととする旨規定しており、この「厚生労働省令で定める状態」について、賃確則8条は、「事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないこととする。」と規定している。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成28年5月26日、P社（以下「本件会社」という。）が賃確令2条2項の中小企業事業主であって、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないことについて認定を求め認定申請書を処分庁に提出して、本件認定申請をした。

（認定申請書）

- (2) 処分庁は、平成28年10月18日、本件認定申請につき、「1年以上の事業活動が認められないため。」との理由を付して、本件不認定処分をした。

（不認定通知書）

- (3) 審査請求人は、平成28年11月1日、審査庁に対し、本件不認定処分

を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(4) 審査庁は、平成29年11月24日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、諮問した。

(諮問書)

4 審査請求人の主張の要旨

処分庁は、本件不認定処分の理由を「1年以上の事業活動が認められないため。」としているが、本件会社については、

- ① 平成26年12月に会社登記し、プログラム開発の発注、支払いを行っている事実
- ② 平成27年2月から同年11月末まで審査請求人が労働者として働き、少なくとも同年12月まで他に延べ5名の労働者に賃金を支払っている事実
- ③ 他の会社に金銭貸借を行い、平成27年12月末の時点で事業活動をしていた事実

があり、これらは銀行取引明細、総勘定元帳を確認すれば明らかであり、本件不認定処分は違法又は不当である。

第2 審査庁の諮問に係る判断の要旨

審査庁の判断は、要旨以下のとおりである。

1 本件会社の労災保険の適用開始日について

商業登記上の会社設立年月日は、必ずしも労働者の雇入れ日を示すものではない。また、本件会社が取引先に対して発注し、その代金を支払った事実が総勘定元帳から確認できるが、これは会社間の取引であり、平成26年12月において本件会社が事業活動を行っていた事実を示すものの、労働者を雇用していたことを疎明する証拠とはなり得ない。この点、労災保険関係は、平成27年2月1日に成立しており、少なくとも同日には労災保険の適用事業に該当する事業を開始していたと認めることができ、更に審査請求人の雇用保険被保険者離職票（以下「離職票」という。）によれば、審査請求人の雇入れ日は、同日であると認められる。総勘定元帳においても、給与手当として、審査請求人の給与（未払）が同月分から同年10月分まで掲載されている。

2 本件会社の労災保険の適用終了日について

審査請求人の退職日について、離職票に平成27年10月31日と記載さ

れているが、審査請求人は、B地方裁判所を通じて本件会社と和解した際の和解条項に同年11月30日と記載されていることをもって、審査請求人の退職日は同日であると主張している。

総勘定元帳は、平成27年12月以降分は作成されていないが、取引銀行である銀行の普通預金口座の出入金状況を見ると、最終取引日は平成28年3月3日となっていることから、平成27年12月の段階では、本件会社が何らかの事業活動を継続していたことは推認できるものの、この時期において労働者を雇用していたことを疎明する証拠とはなり得ない。

審査請求人の主張②のうち「他に延べ5名の労働者」に関して、総勘定元帳における給与支給実績をみると、本件会社は審査請求人のほか2名のアルバイト労働者を雇用していたこと（1名は平成27年7月から同年8月まで、もう1名は同年7月）が認められるが、いずれも審査請求人の就労期間内であり、上記のとおり本件会社が労働者を雇用していたと認められる期間（同年2月1日から同年11月30日まで）を延長するものではない。その他審査請求人が主張する関係者等について、総勘定元帳等の資料により確認したところ、上記の期間を延長する可能性のある者が3名いたが、これらの者たちは本件会社のもとで外注として扱われていたものであり、労働者性を肯定する書証も認められないため、上記の期間を延長するものではない。

3 本件会社の労災保険の適用事業に該当する期間について

審査請求人は、平成27年1月20日から同月23日までの4日間、本件会社にアルバイトとして雇用されていた旨申し立てている。

これらを踏まえ、審査請求人に最大限有利になるよう見積もると、本件会社が審査請求人を雇い入れた期間の開始日は早くとも平成27年1月20日、終了日は遅くとも同年11月30日、雇用期間は最長で10か月12日間と認められる。

以上により、本件会社が1名以上の労働者を雇い入れた期間について、その開始日を平成27年1月20日より以前とする資料、終了日を同年11月30日以降とする資料のいずれも認められなかったことにより、本件会社が労災保険の適用事業に該当する事業を1年以上行っていたことは確認できないため、本件不認定処分を取り消すべき理由はない。

なお、審理員の意見も同旨である。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件の審理員の審理手続については、特段違法又は不当と認められる点はない。

2 本件不認定処分の適法性及び妥当性について

- (1) 上記第1の2(2)のとおり、労災保険の適用事業とは、労働者を使用する事業であり(労災保険法3条1項)、賃確法7条における「事業主」は、厚生労働省令で定める期間である1年以上にわたって労働者を使用する事業を行っているものでなければならない(賃確則7条)。

したがって、賃確令2条1項4号の認定を受けるためには、単に事業活動を1年以上行っているというだけでは足りず、本件会社が「労働者を使用する事業」を1年以上行っていたと認められなければならない。

- (2) 関係資料によると、本件会社が労働者を使用する事業を行っていた期間について、明らかに認定できるのは、以下の事実である。

ア 本件会社は、インターネット等を利用したサービスを業とし、平成26年12月17日に設立され、その後事業活動を開始した。

(履歴事項全部証明書、総勘定元帳)

イ 本件会社は、平成27年2月1日に審査請求人を労働者として雇用し、同年11月30日(雇用保険被保険者離職票では、同年10月31日が離職日とされているが、本件会社と審査請求人との間の裁判上の和解において、同年11月30日に雇用契約が終了したことが確認されているので、同日をもって退職日と認める。)に審査請求人が退職するまで労働者として使用した。

(適用情報検索帳票、審尋調書、電話録取書)

ウ 本件会社は、平成27年7月及び同年8月にアルバイトとして労働者2名(Q及びR)を使用した。

(総勘定元帳)

これらの事実によれば、本件会社は、平成27年2月1日から同年11月30日までの間、審査請求人その他の労働者を使用して事業を行っていたことが認められる。

- (3) 電話録取書によると、審査請求人は、労働基準監督官に対し、平成27年1月下旬頃から4日間、審査請求人がアルバイトとして本件会社で働いていたこと、審査請求人のほかにも「Sさん」が平成26年12月頃から平成27年8月頃まで、「Tさん」が平成26年12月頃から平成27年7月頃まで、「Uさん」が同年5月頃から同年11月頃まで、「Vさん」が同年5月

頃から同年12月末頃まで仕事をしていたことを申し立てている。

そこで検討するに、まず、審査請求人が平成27年1月下旬頃から4日間、アルバイトとして本件会社で働いていたとの申立てについては、ほかにこれを裏付ける資料はないものの、これを覆す資料もない。しかし、本件会社が審査請求人を労働者としてこの期間使用していたものと認定したとしても、本件会社が労働者を使用していた事業を行っていた期間は、賃確則7条で規定する1年には満たない。

また、請求書、総勘定元帳等（関係者A～Mに係るもの）のうち、審査請求人が名前を挙げた上記4名の者に関係する可能性がある資料としては、S'から本件会社に宛てた請求書、T'から本件会社に宛てた御見積兼御請求書、本件会社とU'との契約書（U'が本件会社との業務委託契約をしたことを前提とし、これに関してU'が不正行為を行った件に関するもの）、V'への送金が記載された普通預金元帳等がある。しかしながら、これらの総勘定元帳等には、上記4名に支払われた金額が、いずれも買掛金、外注費等として記載されており、これらの者が労働者として本件会社で仕事をしていたとする審査請求人の申立てと矛盾する。他に上記4名が本件会社の労働者として使用されていたことを裏付ける資料もなく、上記4名が労働者として使用されていたことを認めることはできない。

(4) したがって、本件会社が労働者を使用していた期間が1年以上であると認めることはできない。

3 付言

以上のとおり、本件不認定処分は、本件会社が労働者を使用する事業を1年以上行っていたと認められないために不認定とされたものであるが、不認定通知書に提示された不認定の理由は「1年以上の事業活動が認められないため。」と提示されているのみである。これだけで私人に不認定の理由を正しく認識することを求めるのはいかにも不親切である。理由提示としては、賃確令2条1項4号の認定を受けるためには、単に事業が継続していただだけでは足りず、労働者を使用する事業を1年以上継続していることが必要であるとの要件を明示した上、労働者を使用したと認められる期間が1年に満たないことを本件に即して具体的に示すべきであり、この点につき改善が望まれる。かかる理由提示がなされることにより、処分の名宛人が処分の理由について正しく理解でき、審理手続における審理も争点を明確化した形で進行することが期待できる。

4 まとめ

以上によれば、本件不認定処分が違法又は不当であるとはいえず、審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	大	橋	洋	一